

兵庫県公報

令和3年2月19日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則（水大気課）	1

公布された法令のあらまし

●環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

廃棄物最終処分場については、環境影響に対する県民の関心が高く、事業の特性からも環境の保全と創造に関し事業者がより適正な配慮を行うことが求められることに鑑み、環境影響評価に関する条例に規定する特別地域内で行われる廃棄物最終処分場の新設又は増設について、環境影響評価手続の対象となる規模を引き下げることとした。

規 則

環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第4号

環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第29条中「別表第2 4の項から8の項まで及び11の項」を「別表第2の5の項、7の項から10の項まで及び13の項」に改める。

別表第1の4の項対象事業の欄(7)中「同法施行令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に改め、「以下」の右に「これらを」を、「のうち、」の右に「その敷地の」を加え、同欄(8)中「により」の右に「当該最終処分場の敷地の」を加える。

別表第2中「第3条」の右に「、第29条」を加え、同表11の項対象事業の欄中「4の項」を「5の項」に、「5の項(3)」を「7の項(3)」に、「6の項」を「8の項」に、「7の項」を「9の項」に、「8の項」を「10の項」に改め、同項を同表13の項とし、同表中10の項を12の項とし、5の項から9の項までを7の項から11の項までとし、4の2の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 廃棄物処理施設の建設	(1) 最終処分場のうち、その敷地の面積が10ヘクタール以上であるものの新設 (2) 最終処分場の増設であって、当該増設により当該最終処分場の敷地の面積が10ヘクタール以上増加することとなるもの
--------------	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の際既に環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号。以下この項から附則第4項までにおいて「環境影響評価条例」という。）第8条第1項第5号に規定する事業の計画の策定が行われているものとして知事の確認を受けている廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8

条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場（次項及び附則第4項においてこれらを「最終処分場」という。）の新設又は増設（この規則による改正前の環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の4の項(7)及び(8)に掲げるものを除く。次項及び附則第4項において同じ。）については、環境影響評価条例第3章第1節及び環境影響評価に関する条例施行規則（以下この項から附則第4項までにおいて「環境影響評価条例施行規則」という。）第2章第1節の規定による手続が行われているものとみなして、環境影響評価条例第3章第2節から第7節まで及び第4章並びに環境影響評価条例施行規則第2章第2節から第7節まで及び第3章の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる環境影響評価条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第1項	次に	第1号、第2号及び第5号から第8号までに
第24条第1項	配慮書の提出後	環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年兵庫県規則第4号）附則第2項の規定による確認を受けた後
	第7条の2第1項第1号、第8条第1項第1号	第8条第1項第1号
第26条第2項	第7条の2第2項	第8条第2項において準用する第7条の2第2項

3 この規則の施行の際既に前項の規定による確認を受け、かつ、環境影響評価条例第13条の規定による調査又はこれと同等の調査に着手しているものとして知事の確認を受けている最終処分場の新設又は増設については、環境影響評価条例第3章第1節及び第2節並びに環境影響評価条例施行規則第2章第1節及び第2節の規定による手続が行われているものとみなして、環境影響評価条例第3章第3節から第7節まで及び第4章並びに環境影響評価条例施行規則第2章第3節から第7節まで及び第3章の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる環境影響評価条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	第1次審査意見書に基づき概要書の記載事項について検討を加えた上、環境影響評価指針	環境影響評価指針
第14条第1項	次に	第1号から第3号まで及び第7号から第10号までに
第24条第1項	配慮書の提出後	環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年兵庫県規則第4号）附則第2項の規定による確認を受けた後
	第7条の2第1項第1号、第8条第1項第1号又は第14条第1項第1号	第14条第1項第1号
第24条第2項	概要書	準備書
	第8条第1項第2号又は第14条第1項第2号	第14条第1項第2号
	第1次審査意見書又は第2次審査意見書	第2次審査意見書

第24条第4項	準備書又は評価書	評価書
第26条第2項	第7条の2第2項	第14条第2項において準用する第7条の2第2項

- 4 この規則の施行の際既に環境影響評価条例施行規則別表第3の4の項に掲げる行為をしている最終処分場の新設又は増設については、環境影響評価条例第3章及び環境影響評価条例施行規則第2章の規定による手続が行われているものとみなして、環境影響評価条例第4章及び環境影響評価条例施行規則第3章の規定を適用する。
- 5 知事は、この規則の施行の日前においても、附則第2項又は第3項の規定による確認をすることができる。